

山形県企業局談合疑義事実処理マニュアル

本マニュアルは、「山形県企業局談合情報対応要領」第2条により定めるものである。

1 入札談合に関する疑義事実の定義

本マニュアルにおいて、入札談合に関する疑義事実（以下、「疑義事実」という。）とは、入札参加者等から提出された入札関係書類等から「談合等不正行為」が疑われるものをいう。

2 入札談合に関する疑義事実の把握等

- (1) 「疑義事実」を把握した発注課（本局の各課及び各事業所。以下、「疑義把握課」という。）の長等は、当該公正入札調査委員会（以下、「調査委員会」という。）の事務局（以下、「事務局」という。）に、報告書により、速やかに報告を行うこと。
- (2) 事務局は、(1)により疑義把握課から疑義事実に係る報告を受けた場合には、疑義事実の内容を報告書にまとめ、速やかに調査委員会の委員長（以下「委員長」という。）に報告を行うこと。
- (3) 事務局は、疑義事実を把握した場合には、報告書等により速やかに当該発注案件を企業管理者に報告する。この場合、事業所における情報は、当該事業所を所管する本局所管課長を経由するものとする。また、企業管理者は、会計局長または県土整備部長に当該報告を行うものとする。なお、疑義事実についての対応を決定した時点等、手続きの各段階においても同様とする。

3 公正入札調査委員会による審議

調査委員会は、疑義事実に係る報告を受けたときは、「調査に値する」か否か、事情聴取の方法等について審議するものとする。

4 公正取引委員会及び警察庁への通報

企業管理者は、談合情報の対応状況及び結果について、原則として、逐次公正取引委員会に報告するものとする。

また、企業管理者は、談合阻止のため、警察本部と緊密な連携をとるものとし、警察本部との連携にあつては、公正取引委員会への報告と同様に、報告するものとする。

5 入札監視委員会への報告

入札監視委員会の所掌に係る報告を受けた談合情報については、県土整備部長を通じて、直近の入札監視委員会に、その経過及び対応状況の報告を依頼するものとする。

6 準用

上記1から4までのほか、疑義事実を把握した場合の対応については、「山形県企業局談合情報対応マニュアル」を準用して対応するものとする。

附則

このマニュアルは平成23年4月1日から施行する。